

(案)

鴨川市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

平成 27 年 月 日

鴨川市地域公共交通活性化協議会

会長 庄司 政夫

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鴨川市は、千葉県・房総半島南東部、太平洋側に位置し、首都東京都まで約 70 k m、県庁所在地の千葉市まで約 50 k m の距離にある。清澄山系、嶺岡山系及び上総丘陵の山間地及び丘陵地が大部分を占め、平坦地は比較的少なく、これらの山間丘陵地に挟まれるように長狭平野が広がり、市街地は海岸部を走る国道 128 号と JR 外房線・内房線沿いの平野を中心に形成されている。市の面積は 191.30 k m² であり、千葉県全体 (5156.60 k m²) の約 3.7% を占める。

本市の公共交通は、JR 外房線と内房線の結節点でもある安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、鉄道 (2 路線) が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス (3 路線)、近隣市町村との間を結ぶ急行バス (2 路線) に加えて、路線バス (5 路線)、市コミュニティバス (3 路線) が運行され、タクシーについては 5 営業所が立地している。

このうち、特に市コミュニティバスについては、廃止路線代替バス 5 路線の再編により、平成 20 年 11 月に運行を開始しているが、その後においても、利用状況に応じて、運行のルート・便数・ダイヤ等の見直しを適宜実施し、利用者数と運行収入の増加を伴いつつ、運行経費の節減を図ってきたところである。

しかし、平成 17 年 2 月の市町合併以降認められてきた地方交付税の合併算定替措置の縮減開始が間近に迫り、更なる市負担の削減が求められる一方、急速に進行する少子高齢化への対応及び地域経済のより一層の振興を図るため、公共交通空白地域の解消、学校の統廃合等により通学・通園の遠距離化が進む小中学校・幼稚園のスクールバスとしての活用及び市内観光関連施設への公共交通によるアクセス手段の確保という観点からの路線延伸をはじめ、他公共交通機関との接続を改善するためのダイヤ改正、運行間隔を短くするための増便などのサービスの拡充が求められていることから、平成 27 年 2 月に策定した「鴨

「川市地域公共交通網形成計画」において、これを踏まえたサービスレベルの改善策を定めたところである。

本計画は、以上を受け策定するものであり、限られた市財源を有効に活用しつつも、地域住民にとって欠かすことのできない生活路線として位置づけられる、以下に掲げる市コミュニティバスの各ルート及び系統の確保・維持を図り、合わせて、当該ルート及び系統のサービスレベルの更なる改善を実現するため、地域公共交通確保維持事業の実施を必要とするものである。

(本計画の対象とするルート及び系統)

鴨川市コミュニティバス

- 北ルート 金山ダム⇄鯛の浦 3 往復 6 便／日
 金山ダム⇄鴨川駅西口 1 往復 2 便／日
- 南ルート 曾呂終点⇄鴨川駅前 3 往復 6 便／日
 曾呂終点⇄鴨川駅西口 1 往復 2 便／日
 浦の脇⇄鴨川駅前 1 往復 2 便／日
- 清澄ルート 奥清澄⇄天津小湊支所 6 往復 12 便／日

※各系統の経路及び運行回数については、サービスレベルの見直し前の内容を記載

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

鴨川市コミュニティバスの年間利用者数

平成 27 年度（平成 27 年 4 月から平成 27 年 9 月） 18,745 人

平成 28 年度（平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月） 38,206 人

平成 29 年度（平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月） 39,042 人

※鴨川市地域公共交通網形成計画に即して、平成 25 年度実績値（35,804 人）に過去 3 か年度の平均増減率（2.1879%）を乗じて算出

※平成 27 年度については、4 月から 9 月までの半年分であるため、1 年間の目標値（37,388 人）に 183 日／365 日を乗じて算出

【効果】

市民の生活交通及び観光客の移動手段として、市コミュニティバスの運行が確保・維持されるとともに、急速に進行する少子高齢化への対応として、学校等の統廃合により遠距離化が進む小中学校・幼稚園への通学・通園手段の確保、公共交通空白地域の解消、地域経済のより一層の振興に資するものとして、市内観光関連施設への公共交通によるネットワークの形成が図られる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表 1 のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表 2 のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

鴨川日東バス株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないため、記載せず。

7. 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表 4 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表 5 のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を新たに取得しないため、記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を新たに取得しないため、記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を新たに取得しないため、記載せず。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を新たに取得しないため、記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

平成 25 年度第 1 回会議（平成 26 年 3 月 26 日）

- ・ 協議会設立
- ・ 地域公共交通調査事業の交付申請について

平成 26 年度第 1 回会議（平成 26 年 6 月 30 日）

- ・ 地域公共交通調査事業の業務仕様について

平成 26 年度第 2 回会議（平成 26 年 12 月 16 日）

- ・ 地域公共交通調査事業による基礎調査の結果及び鴨川市地域公共交通網形成計画（骨子案）について

平成 26 年度第 3 回会議（平成 27 年 1 月 13 日）

- ・ 鴨川市地域公共交通網形成計画（素案）について
- ・ 地域公共交通調査事業の事業評価について

平成 26 年度第 4 回会議（平成 27 年 2 月 17 日）

- ・ 鴨川市地域公共交通網形成計画（案）について ※計画案承認

・ 鴨川市地域協働推進事業計画（案）について 平成 26 年度第 5 回会議（平成 27 年 3 月 24 日） ・ 生活交通ネットワーク計画（案）について	※計画案承認
--	--------

15. 利用者等の意見の反映状況
（１）アンケート・ヒアリング 地域公共交通調査事業により実施した以下の調査に基づき、ルート・ダイヤ等を設定。 ○公共交通に関する市民アンケート調査 ・平成 26 年 9 月から 10 月にかけて実施 ・15 歳以上の市民 2,000 人を対象（回収率 47.0%） ○コミュニティバス利用者ヒアリング調査 ・平成 26 年 9 月に実施 ・全ての系統について、平日・休日の各 2 日間実施 ○市内主要施設利用者ヒアリング調査 ・平成 26 年 9 月に実施 ・市内の大型商業施設 2 件、病院 2 件において、平日各 1 日間実施 （２）パブリックコメント 鴨川市において、本計画の上位計画である「鴨川市地域公共交通網形成計画（案）」に対するパブリックコメントを実施 ・平成 27 年 2 月に実施 （３）協議会 協議会委員として、公募 1 名を含む利用者代表の市民 3 名が参画し、計画内容等に関する議論を行った。

16. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市区町村	鴨川市（副市長・企画政策課）
交通事業者・交通施設管理者等	鴨川日東バス株式会社 一般社団法人千葉県バス協会

	小湊鐵道株式会社 有限会社鴨川タクシー 東日本旅客鐵道株式会社安房鴨川駅 鴨川日東バス株式会社互助会 千葉県安房土木事務所 千葉県鴨川警察署
地方運輸局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	鴨川市心身障害者福祉作業所 鴨川市校長会 利用者代表

17. 地域協働推進事業に関する事項

① 地域協働推進事業の実施内容

○ 対象とする地域

鴨川市全域

○ 実施する事業

- ・ 公共交通マップの作成及び配布
- ・ 主要乗換拠点における乗降場所マップの整備
- ・ 停留所への路線図表示の設置
- ・ 公共交通の乗り方教室の実施
- ・ 路線バスの運行ダイヤ情報の電子化
- ・ モビリティ・マネジメントの実施
- ・ お試し乗車券の作成及び配布
- ・ 企画切符の販売
- ・ 車両の装飾
- ・ 学校カリキュラムでの公共交通の利用促進

② 地域内フィーダー系統特例措置の対象となる系統の概要

<いずれの系統も鴨川市コミュニティバス・サービスレベルの見直し前>

A 北ルート（金山ダム⇄鯛の浦） 3往復6便／日

B 北ルート（金山ダム⇄鴨川駅西口） 1往復2便／日

- C 南ルート（曾呂終点⇄鴨川駅前） 3 往復 6 便／日
- D 南ルート（曾呂終点⇄鴨川駅西口） 1 往復 2 便／日
- E 南ルート（浦の脇⇄鴨川駅前） 1 往復 2 便／日
- F 清澄ルート（奥清澄⇄天津小湊支所） 6 往復 12 便／日

③ バス交通のサービスレベルの見直しの内容

A 北ルート（金山ダム⇄鯛の浦）

公共交通空白地域となっていた集落をカバーするとともに、年間約 16 万人（平成 25 年度実績）の観光入込がある「県立内浦山県民の森」への公共交通によるアクセス手段を確保するため、現行の起終点である「鯛の浦」から「内浦山県民の森」まで運行路線を延伸する。ただし、延伸区間に関しては定時定路線による予約運行制とする。（平成 27 年 6 月 1 日実施予定）

B 北ルート（金山ダム⇄鴨川駅西口）

ダイヤ改正を実施し、鉄道や民間バスとの乗り継ぎが可能な便数を増加させる。（平成 27 年 6 月 1 日実施予定）

C 南ルート（曾呂終点⇄鴨川駅前）

公共交通空白地域となっていた集落をカバーするとともに、小中学校及び幼稚園の統廃合による新設の小学校及び幼稚園のスクールバスとしても当該系統を活用するため、運行路線を新設する「江見小学校」まで延伸する。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

D 南ルート（曾呂終点⇄鴨川駅西口）

C に同じ。

E 南ルート（浦の脇⇄鴨川駅前）

ダイヤ改正を実施し、鉄道や民間バスとの乗り継ぎが可能な便数を増加させる。（平成 27 年 4 月 1 日実施予定）

F 清澄ルート（奥清澄⇄天津小湊支所）

平成 27 年 6 月 1 日から増便し、次のとおり運行回数を変更するとともに、ダイヤ改正を実施し、鉄道や民間バスとの乗り継ぎが可能な便数を増加させる。（平成 27 年 6 月 1 日実施予定）

※サービスレベルの見直し後の運行回数

4 月から 9 月まで 7 往復 14 便

10 月から 3 月まで 6.5 往復 13 便

④ 事業実施以前の状況を上回る数値目標又は効果目標

「2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果」に同じ

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
千葉県 (鴨川市)	鴨川日東バス株式会社	(1) 北ルート (金山ダム・鯛の浦) ※H27.6.1～(金山ダム・内浦山県民の森)	地域内フィーダー			乗合バス型	①及び②(1) ※半島	主に安房鴨川駅において次の地域間交通ネットワーク(補助対象地域間幹線系統)と接続 ○市内線(鴨川駅前・興津駅) 他	①
	鴨川日東バス株式会社	(2) 北ルート (金山ダム・鴨川駅西口)	地域内フィーダー			乗合バス型	①及び②(1) ※半島		①
	鴨川日東バス株式会社	(3) 南ルート (曾呂終点・鴨川駅前)	地域内フィーダー			乗合バス型	①及び②(1) ※半島		①
	鴨川日東バス株式会社	(4) 南ルート (曾呂終点・鴨川駅西口)	地域内フィーダー			乗合バス型	①及び②(1) ※半島		①
	鴨川日東バス株式会社	(5) 南ルート (浦の脇・鴨川駅前)	地域内フィーダー			乗合バス型	①及び②(1) ※半島		①
	鴨川日東バス株式会社	(6) 清澄ルート (天津小湊支所・奥清澄)	地域内フィーダー			乗合バス型	①及び②(1) ※半島	主に安房天津駅において次の地域間交通ネットワーク(補助対象地域間幹線系統)と接続 ○市内線(鴨川駅前・興津駅) 他	①
合 計									

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	年度
------	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		km			経常収支率	%
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		km			経常収支率	%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		km			経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
	円 銭	円 銭	円 銭	%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^2 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終 点										
								チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ))÷チ＝ル	ヲ			
						日	回	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km		%	. km	
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km	
合計		系統						往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			. km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ホ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		円	円 銭	円	円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		ニ×ラ=カ=ム	ムーラ=ウ									
		円										
		円										
		円										
		円										
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 （基準期間の前々年度） e		補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 （基準期間の前年度） f		補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 （基準期間 [※] ） g		平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当 たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = ノ
		円	銭	円	銭	円	銭	%	
		円	銭	円	銭	円	銭	%	
		円	銭	円	銭	円	銭	%	
		円	銭	円	銭	円	銭	%	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	鴨川市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	35,766
交通不便地域	35,766

交通不便地域の内訳

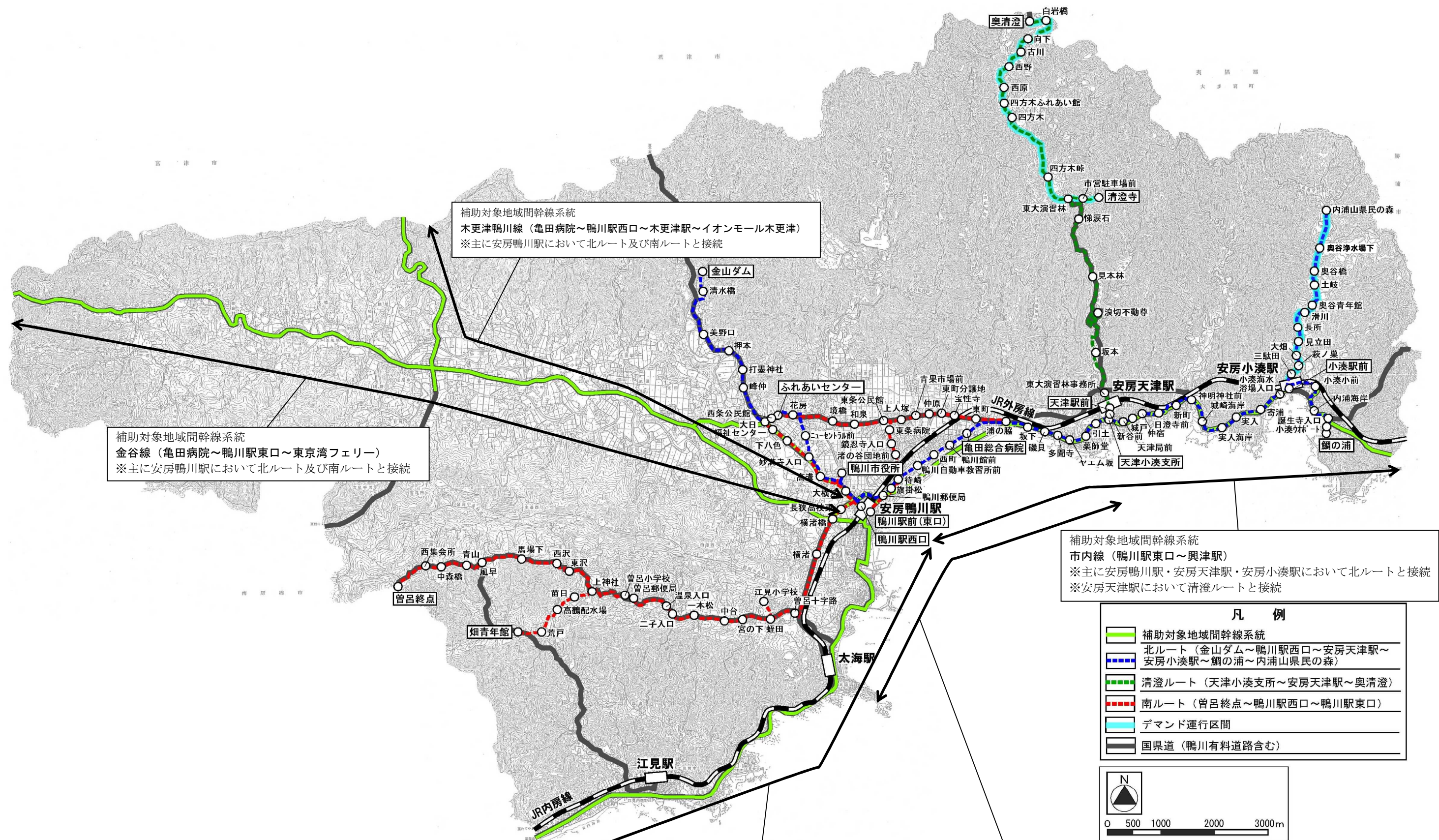
人 口	対象地区	根拠法
35,766	鴨川市全域	半島振興法
6,493	旧天津小湊町の区域	過疎地域自立促進特別措置法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

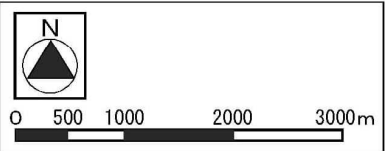


補助対象地域間幹線系統
木更津鴨川線（亀田病院～鴨川駅西口～木更津駅～イオンモール木更津）
※主に安房鴨川駅において北ルート及び南ルートと接続

補助対象地域間幹線系統
金谷線（亀田病院～鴨川駅東口～東京湾フェリー）
※主に安房鴨川駅において北ルート及び南ルートと接続

補助対象地域間幹線系統
市内線（鴨川駅東口～興津駅）
※主に安房鴨川駅・安房天津駅・安房小湊駅において北ルートと接続
※安房天津駅において清澄ルートと接続

凡 例	
	補助対象地域間幹線系統
	北ルート（金山ダム～鴨川駅西口～安房天津駅～安房小湊駅～鯛の浦～内浦山県民の森）
	清澄ルート（天津小湊支所～安房天津駅～奥清澄）
	南ルート（曾呂終点～鴨川駅西口～鴨川駅東口）
	デマンド運行区間
	国道（鴨川有料道路含む）



補助対象地域間幹線系統
館山鴨川線（亀田病院～鴨川駅東口～館山駅）
※主に安房鴨川駅において北ルート及び南ルートと接続

補助対象地域間幹線系統
市内線（仁右衛門島入口～天津駅）
※安房鴨川駅において南ルートと接続
※主に安房鴨川駅・安房天津駅において北ルートと接続
※安房天津駅において清澄ルートと接続